

# 亀山中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定  
平成29年7月一部改正  
令和2年 6月一部改正  
令和5年 8月一部改正

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

亀山市は平成26年に「亀山市いじめ防止基本方針」を策定し、これを受けた亀山中学校でも同年3月に「亀山中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

その後、平成30年に「三重県いじめ防止条例」が施行、平成31年には「三重県いじめ防止基本方針」が改訂された。また、令和4年5月に取りまとめられたいじめの重大事態に係る三重県いじめ対策審議会からの答申や、令和4年8月に、三重県教育委員会と三重県子ども福祉部によるいじめ防止対策ワーキンググループで取りまとめたいじめ防止の対応策を反映した内容にするため、令和5年3月に「三重県いじめ防止基本方針」が改訂された。

こうした経過の中、「亀山市いじめ防止基本方針」が条例および「三重県いじめ防止基本方針」を反映した内容に改正されたことを受け、「亀山中学校いじめ防止基本方針」も改正することとした。

## I いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。

<平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より>

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①未然防止のためにいじめを許さない、早期発見のためにいじめを見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自己肯定感を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会（常設）

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、生徒会担当、養護教諭等で構成されるいじめ防止対策委員会を常設する。この委員会は定例で開催される生徒指導委員会の中で行う。

### (2) いじめ防止対策委員会（拡大）

いじめ事案が発生した時に、個々の事案に応じて下記のような関係する教職員を「いじめ防止対策委員会」の構成員に追加し、スクールカウンセラーなどの専門的な知識を有する者なども構成員に加え、事案に対応した実効的な組織とする。

管理職、生徒指導主事、学年主任、学年生活指導担当、特別支援Co、養護教諭、スクールカウンセラー等 及び関係教職員（担任、不登校Co等）

### (3) 組織の役割について

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる次の役割を担う。

#### ① 未然防止

○いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

#### ② 早期発見・事案対処

○いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の把握といじめであるか否かの判断、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

#### ③ 学校基本方針に基づく各種取組

○学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

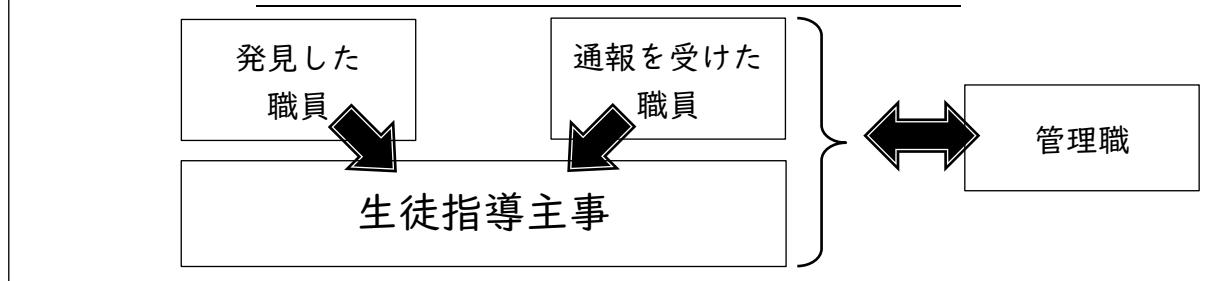
○学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○学校基本方針が該当学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

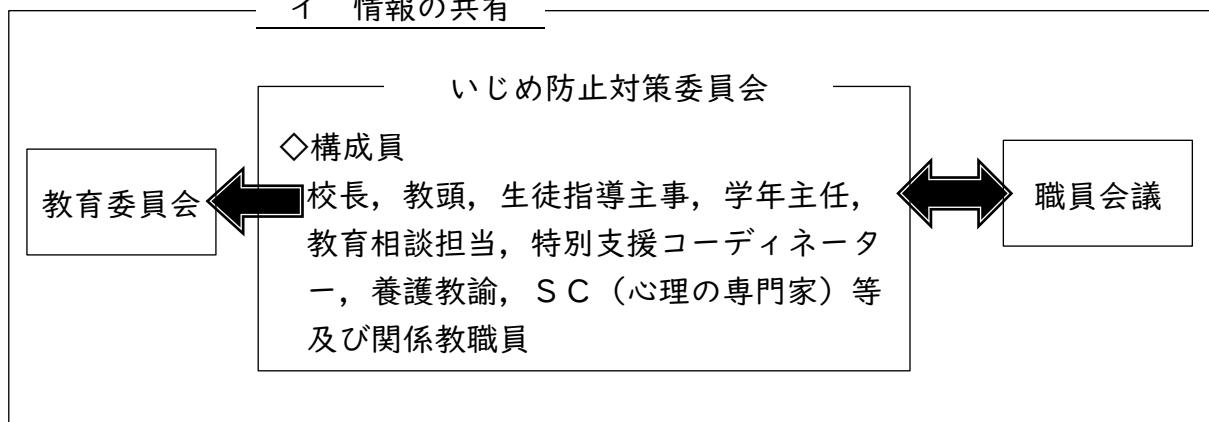
# いじめに対する措置（組織的な対応）

亀山市立亀山中学校

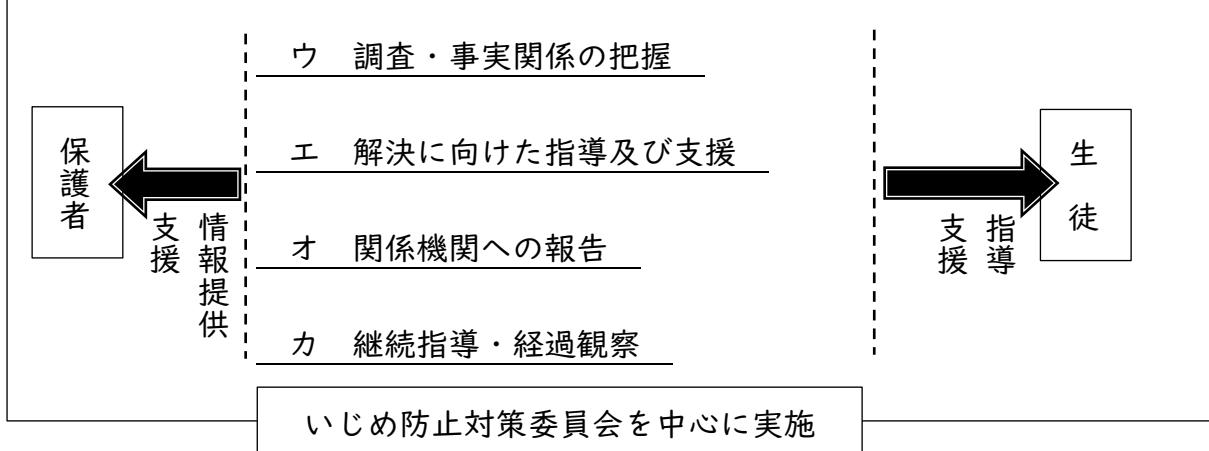
## ア いじめの発見・通報を受けたときに対応



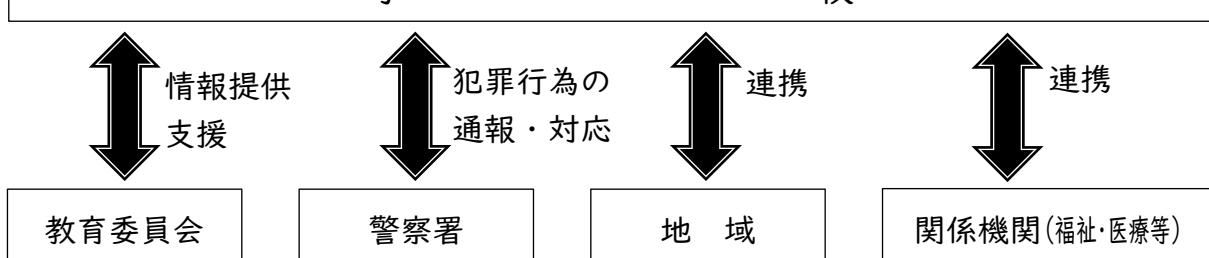
## イ 情報の共有



## ウ 調査・事実関係の把握



## 学 校



### 3 いじめ防止の対策のための具体的な取組

#### (1) いじめ未然防止のために

##### ① いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。

イ 生徒に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

##### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

イ 生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

##### ③ いじめが生まれる背景と指導上の留意点

ア いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、全ての生徒が、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、集団づくりや授業づくり、学校づくりに主体的に参加・活躍できるように取り組む。

イ ストレスに適切に対処できる力を育む。

ウ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

##### ④ 自己有用感や自己肯定感を育成

ア 全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、他の生徒や大人との関わり合いを通して、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感や自己肯定感が高められるよう努める。

イ 自己有用感や自己肯定感を高められるような様々な体験の機会などを設けるよう努める。

##### ⑤ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

ア 生徒会とともに生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

イ その際、全ての生徒が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

#### (2) 早期発見のために

##### ① いじめの実態を把握するための取組

ア 日常的な生徒への目配りやスタDA Yノート(連絡帳)等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。

イ 学期に1回以上の生活アンケート(いじめアンケート)調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。なお、調査においては一人一台端末を利用してオンラインで回答できる環境を整え、学期に1回以上のアンケートのほか、それ以外の期間でもオンラインで生徒が学校へいじめを相談できるようにする。

ウ いじめに関する些細なことでも相談できる体制を整備するとともに、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

② 日々の取り組みを通して保護者との信頼関係を築き、日頃から生徒の情報交換ができるようにする。

### (3) いじめに対する措置

#### ① いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つことが必要である。いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保することも必要である。

イ 発見・通報を受けた場合は原則として、情報を得たその日のうちに校長と関係職員が情報を共有し、当面の対応を決定し、直ちに取り組む。学校は「いじめの防止対策委員会」において情報を共有し、その後、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って亀山市教育委員会、被害加害双方の保護者に連絡する。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校はたまらうことなく所轄警察署と相談して対処する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

#### ② いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、的確かつ迅速に保護者に事実関係と対応方針を伝える。生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた生徒の安全を確保する。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。

#### ③ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

#### ④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

#### ⑤ ネット上のいじめへの対応

SNS上の誹謗中傷や画像の投稿等は、拡散防止のため、加害生徒等に確實に削除要請を行うなど速やかに二次被害防止に努めると同時に、被害側の協力を得てスクリーンショットや接写により証拠保全する。また、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

#### ⑥ 被害側が加害側への聞き取りや対応を拒む場合の対応

被害側が調査を望まない場合には、まずその理由の把握に努める。理由を把握したう

えて、被害、加害双方の生徒の様子を注視し、見守り体制を強化するなどしたうえで、どのような対応を行うことができるか被害側と協議する。

#### ⑦ いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。次のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

## 4 保護者・地域の役割

### (1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされ、いじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要である。

### (2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

### (3) 学校・保護者・地域の連携推進

学校は、PTAの各種会議や保護者会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学級通信や学年通信を通して協力を呼びかけたりして、保

護者との連携を推進しなければならない。

また、学校は、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく地域住民もまきこんで、地域ぐるみのいじめ防止対策を効果的に推進することが必要である。

#### 4 重大事態への対処

##### (1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処し速やかに事実確認を明確にするための調査を行うものとすると規定されている。

一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

①「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば次のようなケースが想定される。

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ア 生徒が自殺を企図した場合    | イ 身体に重大な傷害を負った場合 |
| ウ 金品等に重大な被害を被った場合 | エ 精神性の疾患を発症した場合  |

②「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記の目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、事実関係の確定を待たずに、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

被害生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事案が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。

④不登校重大事態は、欠席日数が年間30日を目安としているが、生徒の状況に応じて欠席日数が30日を超えるのを待たずに重大事態と認定することがある。

⑤生徒から転学等の相談があった時には生徒からその理由を丁寧に聞き取るとともに、いじめやいじめの疑いがある場合は、重大事態に該当する可能性があるため、直ちに亀山市教育委員会に報告する。

##### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、亀山市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを發揮し、学校が主体となって、いじめ防止対策委員会が調査を行い事態の解決に当たる。調査結果については、校長から亀山市教育委員会に報告する。また、事案によっては、亀山市教育委員会の調査機関が調査を行い対応にあたる。調査結果については、亀山市教育委員会を通じて亀山市長に報告する。

## いじめ早期発見のための気づきリスト（学校用）

（本気づきリストの活用例）

- ・ 個別面談や長期休業明け、子どもの様子が気になった時に、担任等が子どもの変化を具体的に把握するために使用
- ・ 定期的に子どもの様子を確認し、記録として残すことで兆候を把握

対象児童生徒名：

記入日： 年 月 日 ( )

### 子どもの様子

#### 【学校生活】

- 遅刻や早退、欠席が増えた
- 体調不良を訴えて保健室に行くことが増えた
- 授業中に寝るなど集中していないことが増えたり、成績が下がったりした
- 忘れ物や失くし物が増えた
- 昼食を食べなかったり、残したりしている
- 部活動を休んだりやめたいと言ったり、進路変更したいと言ったりする

#### 【友人関係】

- 一緒に過ごす友人が変わった
- 休み時間に1人で過ごすことが増えた
- 周囲の様子を気にするようになった

#### 【本人の様子】

- 落ち込んだり、はしゃいだり、感情の起伏が激しくなった
- 何かと教職員に寄ってくるようになった
- 頻繁に持ち物が替わるようになった
- スマートフォンやSNSをひどく気にするようになった
- 服が汚れていたり、理由のはっきりしないあざや擦り傷がある

#### 【その他気になること】

( )

### 子どもの様子が気になったら

1. 学校内で共有し、様々な立場の教職員が本人の様子を丁寧に観察する。
2. 本人の様子を保護者に伝え、家庭でも見守りを依頼して状況を共有する。
3. 本人との面談を行い、悩みや不安、いじめについて聞き取って確認する。
4. 本人との信頼関係保持に配慮しつつ、面談の様子について保護者と共有する。
5. 面談等でいじめの被害申告があったり、いじめの情報を得たりした場合には、原則として、その日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組む。

※本リストは「いじめ早期発見」のためのものですが、児童虐待や抑うつ状態の兆候とも重複する可能性がありますので留意願います。

## いじめ早期発見のための気づきリスト（保護者用）

（本気づきリストの活用例）

- ・ 長期休業の終わり頃から新学期にかけて、日曜日から月曜日にかけてなど、休み明け前後に使用してお子さんの変化を把握
- ・ お子さんの様子が気になった時に、お子さんの変化を具体的に把握するために使用

※お子さんの様子で気になることがあれば、学校にご相談ください。

お子さんのお名前：

記入日： 年 月 日 ( )

### 子どもの様子

【朝：登校前】

- なかなか起きてこなかったり、体調不良を訴えて休みたがったりする
- 学期初めや休み明けに登校を嫌がったり、元気がなかったりする
- 食欲がなくなったり、会話がなくなったりしている

【夕方：下校後】

- 勉強しなくなったり、集中力がなくなったりしている
- 持ち物や自転車などが壊れたり、なくなったりする
- 必要以上にお金をほしがるようになった
- 親しい友人と遊んだり、連絡を取ったりしなくなった
- 服の汚れや体のあざや擦り傷があり、理由を言いたがらない

【夜：就寝前後】

- 学校や友人の話題を避けるようになった
- 部活動や学校をやめたいと言うようになった
- 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた
- ささいなことでイライラしたり、落ち着きがなくなった
- スマートフォンやSNSをひどく気にするようになった
- 寝つきが悪かったり、夜眠れない様子がある

【その他気になること】

( )

### 子どもの様子が気になったら

【学校への相談】

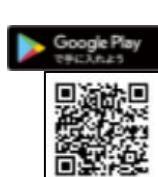
- ・学校（Tel：0595-82-0354）

【三重県教育委員会の主な相談窓口】

- ・子どもSNS相談みえ（中高生対象・平日17:00～22:00）
- ・ネットみえ～る（SNS上のいじめや不適切な書き込みの報告）
- ・いじめ電話相談（Tel：059-226-3779 毎日24時間）



App Store  
からダウンロード



Google Play  
で手に入れる